

第4章 ゴンバック町の事例

本章では、マレーシアの地方自治体 143 団体のうちの 118 団体を占める町（District Council）の中から、住宅・地方自治省のあっせんを受けて 1995 年 6 月に実地調査を行ったゴンバック町（Gombak District Council）をとりあげて、その組織運営と財政状況を中心に記述する。

第1節 町の概要及び組織

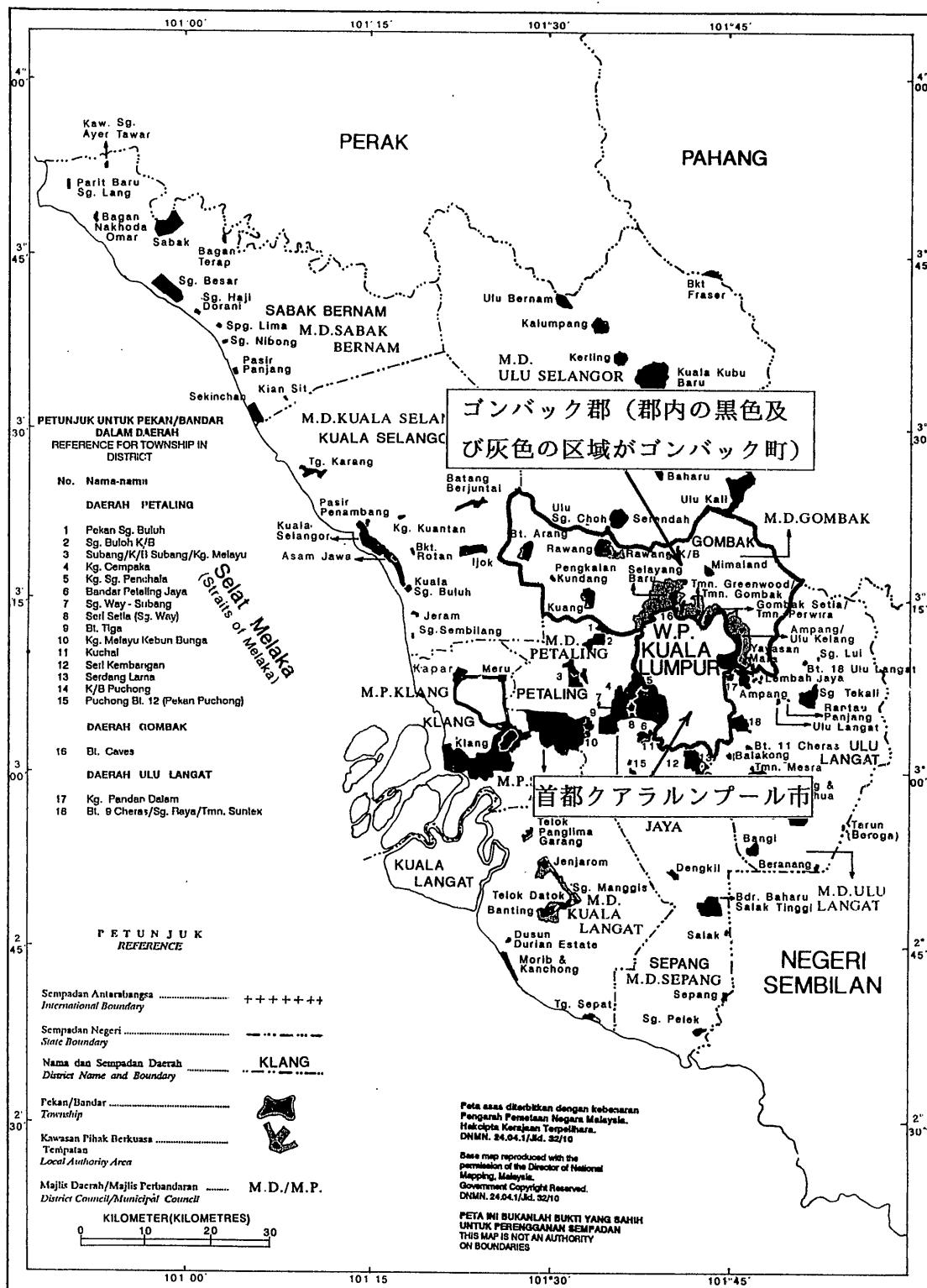
ゴンバック町は、西マレーシアの西海岸のほぼ中央部にあるセランゴール州に所在している。州内では図-15 のとおり首都クアラルンプール市のすぐ北に位置しており、同市のベッド・タウンとして人口の増加が著しい地域である。同町は、州の地域行政単位であるゴンバック郡（Gombak Administrative District）内にあるが、同郡内に所在する地方自治体はゴンバック町のみであり、また、その管轄区域は郡内の人口密集地に限られ、5 つの地区に分離している。⁵³⁾ 1991 年の人口センサスでみると同町の人口は 298,977 人で郡の人口 352,906 人⁵⁴⁾ の約 85% を占めているが、面積では郡の区域約 650 平方キロメートルの 11% に相当する約 70 平方キロメートルを占めているにすぎない。

町長（=議長）は、連邦政府の職員であるゴンバック郡の郡長が兼務している。町議会の議員数はプラウ・ペナン市と同じく地方自治法上最大の議員数である 24 名である。現在の議員は 1994 年 1 月に選出されたものであるが、16 名が再選、6 名が新人、2 名が元職であった。各議員は「財政委員会」「計画・建設管理委員会」「人事・業務委員会」「許認可管理委員会」「交通委員会」「保健衛生・レクリエーション委員会」「投資委員会」の 7 つの委員会のいずれかの委員となっている。町長の下には実務の統括者として事

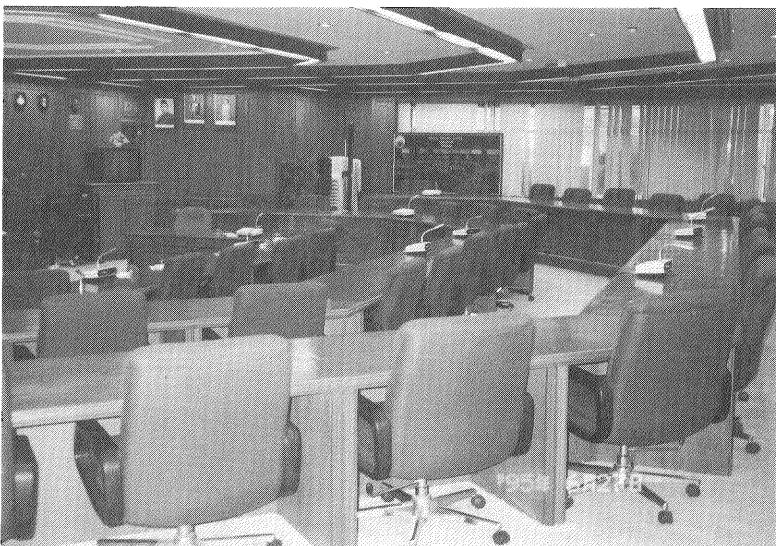


ゴンバック町の庁舎

図-15 ゴンバック町の位置及びセランゴール州



出所) Department of Statistics『Preliminary Count Report for Local Authority Areas 1991』1992, 171 ページ



ゴンバック町の
議会室

務局長が置かれているが、現在の事務局長は州政府から派遣された職員である。図－16のとおり、事務局長の下に実際に業務を実施する9つの課、すなわち「総務課」「財政課」「法務課」「不動産評価課」「保健衛生課」「都市サービス課」「都市計画・公園・レクリエーション課」「建設管理課」「土木課」が組織されている。また、これらとは別に監査機関があり、定期的に州政府の職員が訪れて町財政の監査を行っている。

ゴンバック町の職員数は614名（1995年6月現在）で、マレーシアの地方自治体の1団体当たり平均職員数354名（ただし1990年）と比べると人口規模を反映して多いが、人口当たりに換算すると千人当たり2.1名の職員数となり、全国平均3.7名と比べるとかなり少ない状況にある。なお、これら正職員以外にも、必要に応じて短期契約職員や臨時職員を採用しており、その人数は時期により異なるが、短期契約職員が事務補助を中心に10～20名、臨時職員が警備及び法執行の補助を中心に40～50名となっている。また、町長、事務局長以外はすべてゴンバック町採用の職員ということである。

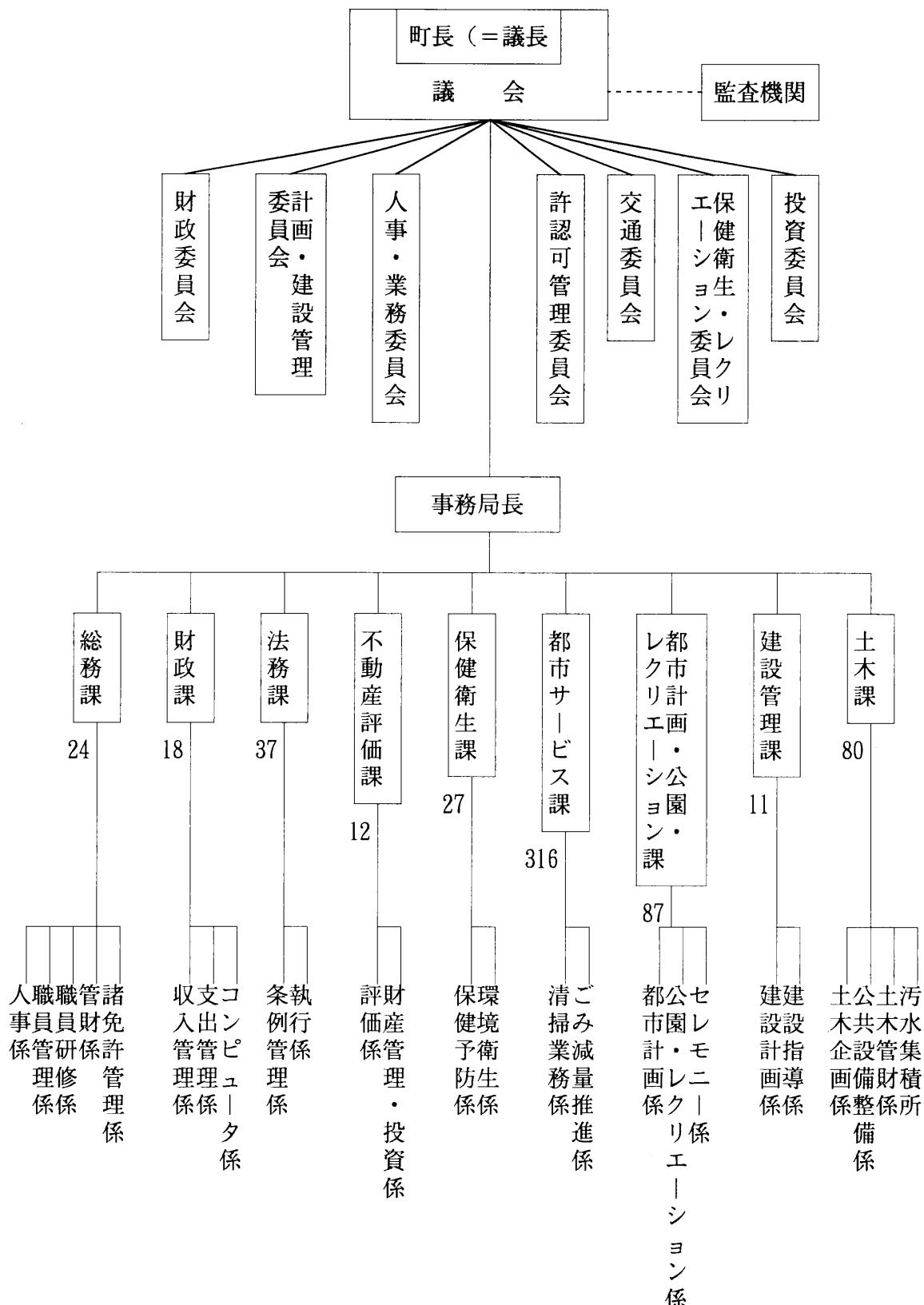
第2節 各課の体制及び業務

各課の体制及び業務は次のとおりである。なお、職員数は1995年6月現在の数字である。

[総務課] (Administration Division)

総務課は、職員数（課長・課長補佐等管理的職員を含む。以下の各課同じ。）が24名で、人事係（8名）、職員管理係（3名）、職員研修係（1名）、管財係（3名）、諸免許管理係（7名）の五つの係で組織されている。人事、職員管理、職員研修の三つの係については課長補佐相当職員が指導・監督し、それらを含む課全体を課長が指揮・統括している。総務課の主な業務は、職員採用、給与計算、職員研修、議会の庶務、渉外、諸免許の交付、刊行物の発行などである。職員の採用は、毎年一定の時期に行っているのではなく、必要な都度、前述の人事・業務委員会に諮って行っている。

図－16 ゴンバック町の組織図



出所) ゴンバック町提供資料をもとに作成。

注) 各課の下の数字は当該課の所属職員数を表す。



職員の事務室

[財政課] (Finance Division)

財政課は、職員数が18名で、収入管理係（6名）、支出管理係（8名）、コンピュータ係（3名）の3つの係で組織されている。主な業務は、予算書及び決算報告書の作成、議会への例月会計報告、税・手数料等の徴収、補助金の受入れ、各種支払いの処理・管理、町有財産の管理、会計のコンピュータ処理、データベースのメンテナンス、新規コンピュータ業務の開発などである。なお、ゴンバック町では、現在、各種業務のコンピュータ化に積極的に取り組んでおり、コンピュータ・プログラマーを短期契約で雇用してシステム開発に携わらせるとともに、総務課の職員研修係と共同で町職員のコンピュータ研修も実施している。



コンピュータの研修風景

[法務課] (Legal and Enforcement Division)

法務課は、職員数が37名で、条例管理係（2名）と執行係（34名）で組織されている。条例管理係は、条例の制定・改廃、条例の施行、訴訟への対応、各課への法律的助言などを2名の職員で行っている。前述のとおり、地方自治体が条例を施行するためには州政府の確認を受けた後、官報に掲載されなければならないが、これらに係る諸手続きも条例管理係が行っている。現在、ゴンバック町では、①ごみ廃棄管理条例②屋台・露店管理条例③建設管理条例④広告管理条例⑤免許・商取引・産業条例⑥選挙広告管理条例⑦混合管理条例⑧混合管理条例の8つの条例を制定・施行している。

執行係は、違法家屋の撤去、野犬等の取締り、町有財産の警備などを行っている。

[不動産評価課] (Valuation Division)

不動産評価課は、職員数が12名で、評価係（6名）と財産管理・投資係（4名）で組織されている。主な業務は、評価税算定のための土地・建物の評価、政府建物への課税に代わる政府からの交付金のための諸手続き、町有財産の記録、町有財産の貸付けとその貸付金の回収などである。また、ゴンバック町では、1994年3月に銀行と提携して評価税を一般的のクレジット・カードで納付できるシステムを導入した。町の広報紙によれば、このシステムはすでに他の地方自治体でも取り入れられており、納税プロセスの時間短縮を図るとともに、滞納者の減少にも役立つということである。なお、従来、不動産評価税の納付は、窓口での現金納付、郵便小切手による納付などであった。

[保健衛生課] (Health Division)

保健衛生課は、職員数が27名で、保健予防係（24名）と環境衛生係（2名）で組織されている。主な業務は、市場・屋台・露店等の管理、営業許可の交付、食品の衛生管理、マラリアの予防作業、州政府衛生担当部局と共同で行う病害虫等駆除、各種衛生管理業務などである。

[都市サービス課] (Urban Service Division)

都市サービス課は、職員数が316名で、清掃業務係（312名）とごみ減量推進係（3名）で組織されている。主な業務は、ごみ・廃棄物の収集、道路等の清掃、ごみの減量指導・推進である。実際にごみ収集や道路清掃を行う清掃業務係の職員数はゴンバック町の組織の中では最大で、当係だけで町の総職員数の半分以上を占めている。

[都市計画・公園・レクリエーション課] (Town Planning, Parks and Recreation Division)

都市計画・公園・レクリエーション課は、職員数が87名で、都市計画係（23名）、公園・レクリエーション係（61名）、セレモニー係（2名）の三つの係で組織されてい

る。都市計画係は「組織計画」及び「地域計画」（第2章第4節参照）の策定、地域開発計画の議会への報告、開発事業申請の受理・処理、開発のコントロールなどを担当し、公園・レクリエーション係は公園・レクリエーション施設等の建設及びメンテナンス、街角の美化などを行っている。また、セレモニー係は各種公式行事の企画・運営を行っている。

[建設管理課] (Building Division)

建設管理課は、職員数が11名で、建設計画係（8名）、建設指導係（2名）で組織されている。主な業務は建築の規制・管理で、建築許可の交付及び建築後の確認、樹木の伐採許可の交付などを行っている。



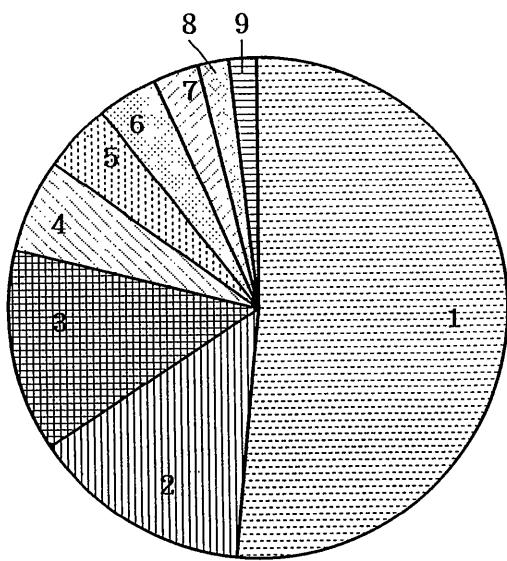
建設管理課の窓口カウンター

[土木課] (Engineering Division)

土木課は、職員数が80名で、土木企画係（2名）、公共設備管理係（38名）、土木管財係（13名）、汚水集積所（25名）で組織されている。公共設備整備係と土木管財係については課長補佐相当の技術職員が指導・監督し、それらを含む課全体を課長が指揮・統括している。主な業務は、各種土木事業の実施、道路の維持管理、街灯の設置、コミュニティ・ホール等の維持管理、汚水集積所の運営管理などである。

以上のように、日本の地方自治体と比べると、人口約30万人を擁する地方自治体としては、その組織及び業務は大変シンプルであるといえる。しかも、図-17のとおり、その職員配置は、ごみ収集や清掃を主たる業務とする都市サービス課に半分以上が割かれ、これに生活基盤施設の整備・維持業務を主とする都市計画・公園・レクリエーション課及び土木課の職員を加えると約8割に達している。

図-17 ゴンバック町の各課別職員割合（1995年6月）



1 都市サービス課	(51.6%)
2 都市計画・公園・レクリエーション課	(14.2%)
3 土木課	(13.1%)
4 法務課	(6.0%)
5 保健衛生課	(4.4%)
6 総務課	(3.9%)
7 財政課	(2.9%)
8 不動産評価課	(2.0%)
9 建設管理課	(1.8%)

出所) ゴンバック町提供資料をもとに作成。

注) 短期契約職員及び臨時職員は含まれて
いない。

第3節 町の財政状況

本節では、ゴンバック町の1995年予算を中心にして当町の財政状況について述べる。

⁵⁵⁾ (なお、本節における日本円への換算は、1995年6月30日の為替レート34.59円⁹⁾を用いている。)

(1) 歳入歳出の概要

ゴンバック町の1995年の予算総括表は表-11のとおりである。一般歳入が23,856,065リンギット(8億25百万円)、一般歳出が23,933,920リンギット(8億28百万円)で、その差引きは77,855リンギット(3百万円)の赤字である。さらに開発事業歳出(町単独分)3,286,010リンギット(1億14百万円)を差し引くと、合計で3,363,865リンギット(1億16百万円)の赤字となっている。なお、この総括表においては、開発事業に係る連邦政府・州政府からの補助金収入と同補助金に係る補助事業支出が相殺されているため、これらの状況も併せて表したのが表-12の歳入歳出明細表である。

同表のとおり、全体の歳出超過額(歳入不足額)3,363,865リンギットの内訳としては、一般歳入歳出に係る分はわずかであり、そのほとんどが開発事業における不足額3,286,010リンギットによって占められている。しかもその構造をみると、開発事業における連邦政府及び州政府からの補助金収入はそのまま補助事業として開発事業歳出に計上されるので、結局、開発事業における不足分とは町単独の開発事業に係る支出額と一致している。したがって、全体としてみれば、一般歳入歳出で単独開発事業費相当分の余剰が発生しない限り町財政は赤字となることになる。最終的に資金不足となれば、起債や基金の取崩し、連邦政府や州政府などからの借入れなどにより資金を調達するものと考えられる。

表-11 ゴンバック町1995年予算総括表

単位：リンギット

区分	金額
一般歳入 A	23,856,065
一般歳出 B	23,933,920
差引 C = A - B	▲77,855
開発事業歳出（町単独分）D	3,286,010
歳入歳出差引 E = C - D	▲3,363,865

出所) Majlis Daerah Gombak『Belanjawan 1995』(ゴンバック町1995年予算書)

表-12 ゴンバック町の歳入歳出明細表（1995年予算）

単位：リンギット（括弧内は千円）、%

区分	金額	構成比
[一般歳入] A	23,856,065 (825,181)	96.6
1 自主財源	21,104,910 (730,019)	85.5
(1) 評価税	15,300,000 (529,227)	62.0
(2) 許可・免許料	1,917,000 (66,309)	7.8
(3) その他	3,887,910 (134,483)	15.7
2 一般補助金・交付金	2,751,155 (95,162)	11.1
(1) 連邦政府からの一般補助金	1,071,500 (37,063)	4.3
(2) 州政府からの一般補助金	10 (-)	0.0
(3) 連邦政府資産所在市町交付金	30,000 (1,038)	0.1
(4) 州政府資産所在市町交付金	10,000 (346)	0.0
(5) 連邦政府からの道路整備補助金	1,639,645 (56,715)	6.6
[開発事業歳入] B	833,020 (28,814)	3.4
1 連邦政府からの開発事業補助金	300,000 (10,377)	1.2
2 州政府からの開発事業補助金	10 (-)	0.0
3 河川関係補助金	533,000 (18,436)	2.2
4 その他	10 (-)	0.0
歳入合計 C = A + B	24,689,085 (853,995)	100.0
[一般歳出] D	23,933,920 (827,874)	85.3
1 通常業務に係る支出	22,294,275 (771,159)	79.5
2 道路整備費	1,639,645 (56,715)	5.8
[開発事業歳出] E	4,119,030 (142,477)	14.7
1 単独開発事業	3,286,010 (113,663)	11.7
2 連邦政府補助事業	300,000 (10,377)	1.1
3 州政府補助事業	10 (-)	0.0
4 河川関係補助事業	533,000 (18,436)	1.9
5 その他	10 (-)	0.0
歳出合計 F = D + E	28,052,950 (970,352)	100.0
歳入歳出差引 G = C - F	▲3,363,865 (▲116,356)	-
(参考)一般歳入歳出差引 H = A - D	▲77,855 (▲2,693)	-
(参考)開発事業歳入歳出差引 (=町単独分) I = B - E	▲3,286,010 (▲113,663)	-

出所) Majlis Daerah Gombak『Belanjawan 1995』(ゴンバック町1995年予算書)

注) • 日本円への換算は、1995年6月30日の為替レート34.59円を用いた。

• 構成比は、歳入合計又は歳出合計に対するその内訳の割合である。

ただし、ゴンバック町においては、次に示すように一般歳入において実績（決算）が見込み（予算）を大きく上回った年（1993年）や一般歳出において実績（決算）が見込み（予算）を大きく下回った年（1990年）もある。また、マレーシアにおいて地方自治体の予算がどのような形で編成されているのか不明な点もあり、実地調査時に町財政担当者が述べたように町財政が苦しいことは事実であろうが、歳入合計の13%を上回る歳出超過が予算に計上されているからといって、直ちに大幅な資金不足の状況にあると断言することまではできないものと考えられる。

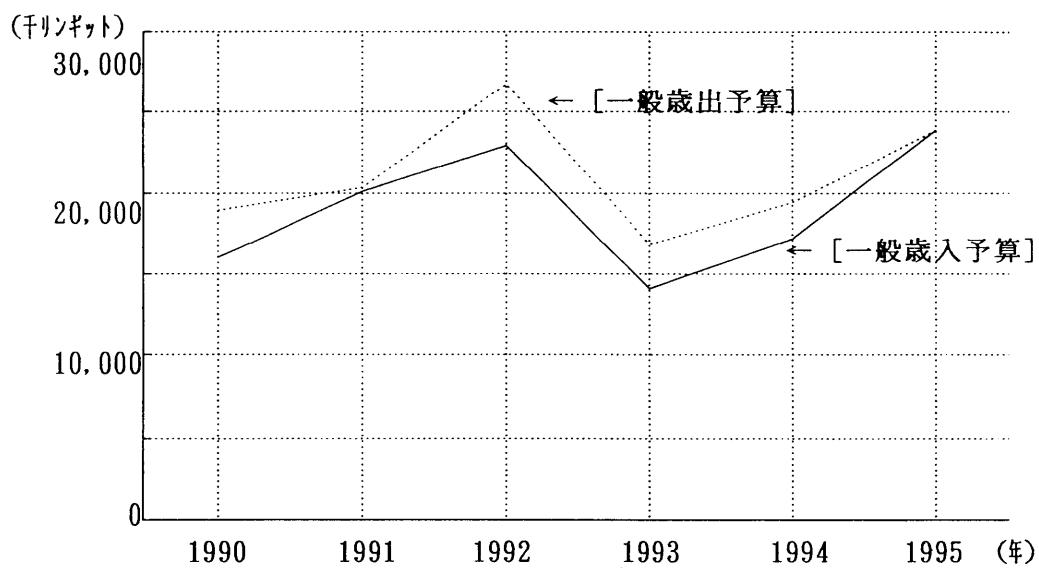
なお、一般歳入歳出予算は安定的に推移しているわけではなく、図-18に示すように年によってかなりの変動があり、また、少なくとも1990年以降は一般歳入予算よりも一般歳出予算の方が多く計上されている傾向がある。

[ゴンバック町の一般歳入歳出の予算と決算]

単位：リンギット

	1990年		1993年	
	予算	決算	予算	決算
一般歳入（A）	16,056,112	14,487,904	14,087,921	18,202,058
うち自主財源	14,153,000	14,272,904	11,153,000	15,298,919
うち一般補助金・交付金	1,903,112	215,000	2,934,921	2,903,139
一般歳出（B）	18,935,370	12,559,187	16,845,101	14,863,558
差　　引（A - B）	▲2,879,258	1,928,717	▲ 2,757,180	3,338,500

図-18 ゴンバック町一般歳入歳出予算の推移



出所) ゴンバック町予算書をもとに作成。

(2) 歳入

歳入には大きく分けて一般歳入と開発事業歳入がある。一般歳入は自主財源と一般補助金・交付金とで構成されており、ゴンバック町の1995年予算の場合、自主財源が歳入全体の約85.5%を占めている。さらに、自主財源は評価税、許可・免許料、その他に区分されるが、額が多いのは評価税で、歳入全体の62.0%を占めている。なお、この構成比は第3章のプラウ・ペナン市と同様、マレーシアの地方自治体における平均的な評価税の割合（約6割）とほぼ同じとなっている。許可・免許料及びその他の内訳は表-13のとおりであるが、前者で額が多いのは一般企業・工業営業許可料の1,027千リンギット（36百万円）と広告許可料の500千リンギット（17百万円）であり、両者で許可・免許料収入の約8割を占めている。その他収入で額が多いのは建設・土木業務関係の計画料収入の2,000千リンギット（69百万円）、利子・投資収入の800千リンギット（28百万円）などである。これら自主財源を予算書の性質別分類に従って額の多い順に示すと次のとおりである。

・評価税	15,300,000 リンギット	(529,227千円)	(構成比72.5%)
・手数料・サービス料	2,147,910 リンギット	(74,296千円)	(構成比10.2%)
・許可・免許料	1,917,000 リンギット	(66,309千円)	(構成比 9.1%)
・投資収益	800,000 リンギット	(27,672千円)	(構成比 3.8%)
・罰金	800,000 リンギット	(27,672千円)	(構成比 3.8%)
・賃貸料	130,000 リンギット	(4,497千円)	(構成比 0.6%)
・売買収入	10,000 リンギット	(346千円)	(構成比 0.0%)
自主財源計	21,104,910 リンギット	(730,019千円)	(100%)

表-13 ゴンバック町の自主財源の内訳

単位：リングギット（括弧内は千円）

区分	1995年予算	(参考) 1993年	
		予算	決算
1 評価税	15,300,000 (529,227)	8,800,000	10,093,590
2 許可・免許料	1,917,000 (66,309)	800,000	1,211,534
(1) 営業免許料	40,000 (1,384)	30,000	20,100
(2) 出店許可料	200,000 (6,918)	70,000	57,793
(3) 飲食業許可料	150,000 (5,189)	100,000	91,429
(4) ホテル営業許可料	0 (0)	2,000	0
(5) 木材・石材業営業許可料	0 (0)	15,000	2,835
(6) 一般企業・工業営業許可料	1,027,000 (35,524)	513,000	692,032
(7) 娯楽施設営業許可料	0 (0)	0	1,190
(8) 広告許可料	500,000 (17,295)	70,000	346,155
3 その他	3,887,910 (134,483)	1,553,000	3,993,795
(1) 建設・土木業務関係	2,583,000 (89,346)	1,093,000	2,421,967
①計画料	2,000,000 (69,180)	1,000,000	2,049,044
②罰金	500,000 (17,295)	50,000	237,834
③設計、登録料	3,000 (104)	3,000	1,190
④その他	80,000 (2,767)	40,000	133,899
(2) その他の業務関係	324,910 (11,239)	150,000	322,599
①サービス料	10,000 (346)	10,000	12,515
②清掃料	10,000 (346)	20,000	0
③罰金	300,000 (10,377)	110,000	298,184
④汚物処理料	4,910 (170)	10,000	11,900
(3) その他	980,000 (33,898)	310,000	1,249,229
①利子、投資収入	800,000 (27,672)	200,000	1,041,723
②許可証ケース売上金	10,000 (346)	10,000	6,010
③建築物賃貸料	80,000 (2,767)	30,000	128,018
④公共施設利用料	50,000 (1,730)	40,000	29,546
⑤その他	40,000 (1,384)	30,000	43,932
合 計	21,104,910 (730,019)	11,153,000	15,298,919

出所) Majlis Daerah Gombak『Belanjawan 1995』(ゴンバック町1995年予算書)

注) 日本円への換算は、1995年6月30日の為替レート34.59円を用いた。

次に、自主財源以外の歳入、すなわち連邦政府及び州政府からの補助金・交付金についてみると、大きく分けて一般歳入に計上される補助金・交付金と開発事業に係る補助金に区分される。前者については、1995年の場合、区域内人口と歳入規模によって算定される連邦政府からの一般補助金と、維持する道路の距離によって算定される連邦政府からの道路整備補助金の両者によってその98.5%が占められている。なお、州政府からの一般補助金が多かった年もあり、これらの補助金の最近の動向を示すと次のとおりである。

[一般歳入における補助金の動向（予算ベース）] 単位：リングット

	連邦政府からの一般補助金	州政府からの一般補助金	連邦政府からの道路補助金
1990年	107,500	107,500	1,648,112
(参考)1990年決算	(107,500)	(107,500)	(0)
1991年	1,300,000	1,300,000	1,699,100
1992年	1,422,900	1,422,900	1,880,300
1993年	1,071,500	535,750	1,197,671
(参考)1993年決算	(1,071,500)	(633,411)	(1,198,228)
1994年	1,071,500	10	1,265,200
1995年	1,071,500	10	1,639,645

注) 決算額が把握できた1990年と1993年については、その額を参考に表示した。

開発事業に係る補助金は、1995年予算の場合、一般補助金・交付金の約3割の規模となっており、連邦政府からの開発補助金と河川関係補助金がそのほとんどを占めている。

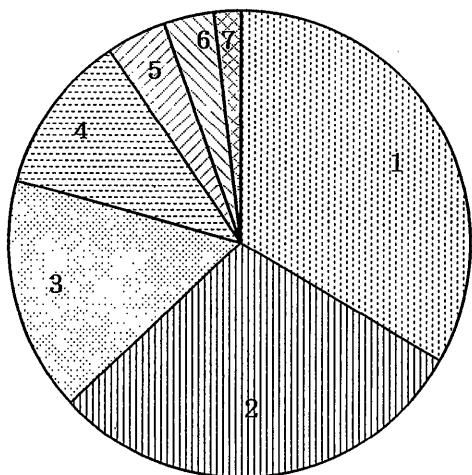
(3) 歳出

歳出も大きく分けて一般歳出と開発事業歳出がある。1995年予算では、一般歳出は23,933,920リングット（8億28百万円）で、歳出全体の85.3%を占めている。この一般歳出予算の各課ごとの額（一部については2つの課の合計額）は次のとおりであり、またこれを図示すると図-19のようになる。

[各課の一般歳出予算（1995年）] 単位：リングット

・総務課	3,870,010
・財政課	1,003,050
・法務課	839,000
・不動産評価課	448,560
・保健衛生課及び都市サービス課	7,980,800
・都市計画・公園・クリエーション課	2,686,300
・建設管理課及び土木課	7,106,200
一般歳出予算計	23,933,920

図-19 ゴンバック町の各課別一般歳出予算割合（1995年）



1	保健衛生課及び都市サービス課	(33.3%)
2	建設管理課及び土木課	(29.7%)
3	総務課	(16.2%)
4	都市計画・公園・レクリエーション課	(11.2%)
5	財政課	(4.2%)
6	法務課	(3.5%)
7	不動産評価課	(1.9%)

出所) ゴンバック町1995年予算書
をもとに作成。

ごみ収集などの業務は一般的に労働集約的と考えられるので、図-17で示した各課別の職員割合ほどではないが、予算割合でみても衛生・清掃関係の占める割合が高く、次いで道路等の生活基盤施設の整備・維持関係が多くなっている。

次に、この一般歳出予算を性質別にみると、下記のとおり最も割合が高いのは役務費及び消耗品費で一般歳出予算の45.7%を占めており、次いで職員の給料・手当が34.0%を占めている。なお、予算ベースの数字ではあるが、この給料・手当を1995年6月現在の職員数614名で除すと、職員一人当たりの平均給与年額は13,257リンギット(459千円)となる。

[一般歳出予算の性質別内訳(1995年)]

・給料・手当	8,139,710リンギット	(281,553千円)	(構成比34.0%)
・役務費及び消耗品費	10,937,555リンギット	(378,330千円)	(構成比45.7%)
・資産取得及び備品購入	2,920,000リンギット	(101,003千円)	(構成比12.2%)
・固定費用	50,000リンギット	(1,730千円)	(構成比0.2%)
・寄付金及び支払利子	0リンギット	(0千円)	(構成比0%)
・その他	247,010リンギット	(8,544千円)	(構成比1.0%)
・道路整備費	1,639,645リンギット	(56,715千円)	(構成比6.9%)
一般歳出予算計	23,933,920リンギット	(827,874千円)	(100%)

最後に、開発事業歳出についてみると、総額は4,119,030リンギット(1億42百万円)で、歳出合計の14.7%を占めている。連邦等の補助事業もあるが、約8割を町の単独事業で実施する内容となっている。

以上のように、ゴンバック町の財政状況は、歳入の大部分を評価税を中心とした自主財源で賄い、そのほとんどを、性質別には給与・役務費・消耗品費といった内容で、業務としてはごみ収集・清掃・衛生・道路維持等の生活必需的行政を中心に支出している。したがって、町独自で地域の開発事業を展開していく余力には乏しい状況にあるものと考えられる。

以上の内容から、マレーシアにおける地方自治体の主な特徴をまとめると以下のとおりである。

- マレーシアの基本的統治構造は、「連邦政府」「州政府」「地方自治体」の3層構造となっており、地方自治体は日本でいえば市町村に相当する、住民にとって最も身近な業務を行う行政機関である。
- 地方自治体には、City Council（特別市）、Municipal Council（市）、District Council（町）の3種類があるが、その権限や機能に差があるわけではなく、人口・財政規模、都市化、経済発展などの差により区分されているものである。
- 1970年代に連邦政府によって政策的に地方自治体の整理・統合が行われた結果、1団体当たりの平均人口規模は10万人弱で、日本の市町村の約2.5倍の規模となっている。
- マレーシアにおいては、国土のすべてが地方自治体によってカバーされているわけではなく、また、国民のすべてが地方自治体の住民となっているわけではない。基本的には、市街地や集落及びそれらを結ぶ道路等を中心とした地域を管轄区域として、所管する行政サービスの提供や規制業務を行っている。
- 第一義的には議会が地方自治体という位置付けとなっており、議会は首長である議長とその他の議員とによって構成されている。また、地方自治体の実務を統括する首席行政官として事務局長が置かれ、その下に各種業務を遂行する部局が組織されている。首長（=議長）、議員、事務局長はいずれも州政府により任命されており、地方自治体レベルでの選挙制度はない。
- 人口当たりの地方自治体職員数は日本の市町村の4割にも満たず、また、マレーシア全体の公務員（警察・軍隊・公団・公社等を除く。）に占める地方自治体職員の割合も約9%にすぎない。
- 関係法令により定められた地方自治体の業務は、ごみ収集・清掃・衛生・道路維持などの生活必需的な行政サービス・規制が中心となっており、これらの他にも幅広い分野における業務を行っている日本の市町村と比べるとその範囲は狭い。

- マレーシアの地方自治体は、その組織・財政・業務執行等各分野において日常的に州政府の指導・監督を受けており、また最終的にはその権能が州政府に移管されることもありうるなど、制度的に州政府は地方自治体に対して強大な権限を有している。また、連邦政府も地方自治体と専門技術的な指導を中心とした一定のつながりを持っており、地方自治制度の根幹に関わる重要事項については住宅・地方自治省等連邦政府がその権限を掌握している。
- 連邦政府及び州政府と合わせた国全体（公団・公社等を除く。）の財政に占める地方自治体の割合は、歳入・歳出とも約4%にすぎない。地方自治体の歳入には評価税を中心とした自主財源と連邦政府・州政府からの補助金等があり、個々の地方自治体によって状況は異なるものの、平均すると前者が歳入の約8割（評価税に限ると約6割）、後者が約2割を占めている。また、歳出については、ごみ処理・清掃業務にかける支出の割合が高いが、近年の動向としては開発事業に対する支出のウエイトが高まってきている。
- マレーシアの地方自治体の中でも規模が大きく比較的広範囲な業務を実施しているプラウ・ペナン市においては、日本の市町村と比べればその業務の範囲は限られているとはいえ、保健衛生・ごみ処理・清掃・道路維持・下水処理など特定の分野においては一般的に想像される以上にきめ細かな行政サービスを行っている。
- マレーシアの地方自治体143団体のうちの118団体を占めるDistrict Council（町）の一つであるゴンバック町においては、職員の約5割がごみ収集や道路清掃を行う係に所属しており、これに生活基盤施設の整備・維持業務に携わる職員を加えると約8割に達している。同様に、財政面においてもこれら生活必需的行政に対する支出が中心となっている。

このように、マレーシアにおける地方自治体は、市街地や集落等をその主な管轄区域とした生活必需的な行政サービス・規制を中心に行う行政機関であり、日本の市町村と比較するとその業務の範囲・職員規模などは小さい。また、国全体の行政機関の中で占める地方自治体の財政・職員数のウエイトも、日本などと比べてはるかに小さい状況にある。さらに、最近のマレーシアにおける地方自治の動向をみると、全国レベルでの下水道事業やごみ収集業務の民営化の動きがあったり、個々の地方自治体においても本稿で紹介したように交通事業が民営化され、銀行と提携したクレジット・カードによる評価税の納付システムが導入されたりと、必ずしも地方自治体の業務や組織を拡大する方向にあるとはいえない。住宅・地方自治省幹部の言葉を借りれば、今後はむしろ「行政サービスを提供する部門を中心とした各種業務の民営化が完了した後に残った地方自治体の組織の運営はどう

あるべきか。」ということが課題となってくる可能性もある。

また、日本においては一般的に「住民自治と団体自治の要素が相補いながら共存」していくことがあるべき地方自治の姿とされているが、「地方の政治や行政についてできるだけ広い範囲で住民の参与の機会を認め、住民自身の手で、住民自身の責任においてその運営を行う」という住民自治の概念に関しては、マレーシアにおいては前述のとおり地方自治体の首長や議員は住民の選挙によって選ばれているのではなく州政府により任命されているという状況にある。また、「国家の内部において、国家から独立した地方公共団体を認め」とともに、「国等からの関与を必要最少限度にとどめ、地方公共団体の自主性・自律性を最大限に発揮させようとする」⁵⁶⁾ 団体自治の概念についても、前述の州政府との関係のとおり、制度的に地方自治体の自主性・自律性が確保されているとは言い難い状況にある。実地調査時の某地方自治体の幹部職員の言葉を借りれば、「我々の組織は地方自治体（Local Government）というよりも、上部機関の地方部局（Local Department）である。」と言った方が現在の状況を的確に表しているのかもしれない。

しかしながら、各々の国の地方自治制度や地方自治体の運営状況を見る場合、その国に置かれている状況を抜きにしては語れない。マレーシアの場合は、州によってその成り立ちが大きく異なり、「マレーシア」という一つの国となってからの歴史が浅い。また、民族構成も複雑で、各民族がそれぞれの言語・宗教・習慣を保持している複合社会となっている。さらに経済的な側面では、マレーシアは2020年までの先進国入りを目指して、連邦政府及び州政府の公的部門の民営化も含めた積極的な経済政策を展開しており、最近では8%を上回る高い経済成長を続けている。したがって、こうした「国家統合の必要性」、「民族問題」、「国家目標としての経済発展」といった国レベルにおける事情を踏まえたうえで、上記のような地方自治の特徴を理解していくことが大切なことと考えられる。また、制度的に限られた権限、決して豊かとはいえない財政、相対的に少ない職員数といった状況にあるにも関わらず、今回とりあげたプラウ・ペナン市やゴンバック町では、住民福祉の向上を目指し、知恵を出し工夫を凝らして地域を改善・発展させようと熱意と努力が印象的であった。こうしたマレーシアの地方自治体の姿をみるにつけ、今後、マレーシアと日本の地方自治体との交流や相互協力が進展する中で、両国の地方自治がさらに発展していくことを期待してやまない。

〈注〉

第1章 連邦政府及び州政府の行政機構

- 1) Ministry of Finance 『Economic Report 1994/1995』 1994、7[°]-ジ
- 2) Department of Statistics 『Mukim Preliminary Count Report 1991』 1992 (以下「前掲書1」という。)、17[°]-ジ
- 3) マレーシア日本人商工会議所『数字で見るマレーシア経済』 Jan 1995 (以下「前掲書1」という。)、1[°]-ジ
- 4) マレーシア日本人商工会議所『マレーシアハンドブック '95』 1995 (以下「前掲書2」という。)、64[°]-ジ
- 5) マレーシア日本人商工会議所、前掲書1、18[°]-ジ の為替レートを用いた。
- 6) 在マレイシア日本大使館『マレイシアの概況とクアラルンプール案内』 1994、1[°]-ジ 及びマレーシア日本人商工会議所、前掲書2、5~11[°]-ジ を要約した。
- 7) 連邦政府機構については、以下の文献・資料を参照した。
 - Ministry of Information 『Malaysia Official Year Book 1993』 1993、30~37[°]-ジ
 - Berita Publishing Sdn. Bhd. 『Information Malaysia 1994 Year Book』 1994、280~315[°]-ジ
 - 在マレイシア日本大使館、前掲書、2[°]-ジ
 - アジア経済研究所『A S E A N諸国 の政治体制』 1987 (以下「前掲書1」という。)、61~71[°]-ジ
 - アジア経済研究所『インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制』 1986 (以下「前掲書2」という。)、209~224[°]-ジ
 - (財) 地方自治協会『アジア諸国 の地方制度 (I)』 1992、38~41[°]-ジ
 - マレーシア日本人商工会議所、前掲書2、15~16[°]-ジ
 - Straits Times (シンガポールの新聞) 1 Feb 1994、5 Feb 1994、23 Sep 1994、4 May 1995
- 8) International Law Book Services 『Federal Constitution』 1994、168~175・178・179[°]-ジ
- 9) Straits Times、1 July 1995掲載の為替レートによる。
- 10) Prime Minister's Department 『Dealing with the Malaysian Civil Service』 1994、394[°]-ジ
- 11) 同上書、398[°]-ジ
- 12) 住宅・地方自治省への聞き取り調査 (1995年6月27日実施) による。
- 13) 国家地方自治評議会については、以下の文献・資料を参照した。
 - Ministry of Housing and Local Government 『System of Local Government Organization in Malaysia』 1992、10[°]-ジ
 - (財) 地方自治協会、前掲書、55・152[°]-ジ

・住宅・地方自治省提供資料

- 14) 前記住宅・地方自治省への聞き取り調査による。
- 15) (財) 地方自治協会、前掲書、52[°]-ジ
- 16) アジア経済研究所、前掲書2、184・185[°]-ジを参考にした。
- 17) International Law Book Services 、前掲書、177~179[°]-ジ
- 18) 州政府機構については、以下の文献を参照した。
 - ・Ministry of Information 、前掲書、各州元首一覧
 - ・Berita Publishing Sdn. Bhd. 、前掲書、523~659[°]-ジ
 - ・アジア経済研究所、前掲書1、72・73[°]-ジ
 - ・アジア経済研究所、前掲書2、225・226[°]-ジ
 - ・(財) 地方自治協会、前掲書、41~43[°]-ジ
- 19) International Law Book Services 、前掲書、175~179[°]-ジ
- 20) アジア経済研究所、前掲書1、73[°]-ジ
- 21) マレーシア日本人商工会議所、前掲書1、18[°]-ジ の為替レートを用いた。
- 22) (財) 地方自治協会、前掲書、46[°]-ジ
- 23) アジア経済研究所、前掲書1、73[°]-ジ
- 24) Department of Statistics、前掲書1、9[°]-ジ
- 25) 郡事務所、郡長、プンフル、カンポンについては、以下の文献・資料を参照した。
 - ・アジア経済研究所、前掲書1、74[°]-ジ
 - ・アジア経済研究所、前掲書2、226・227[°]-ジ
 - ・(財) 地方自治協会、前掲書、43・44[°]-ジ
 - ・住宅・地方自治省提供資料

第2章 地方自治体の組織、業務及び財政

- 26) Ministry of Housing and Local Government、前掲書、5[°]-ジ
- 27) 以下、地方自治法の規定についてはInternational Law Book Services 『Local Government Act, 1976 (Act 171)』1992による。
- 28) 住宅・地方自治省提供資料
- 29) M. W. Norris 『Local Government in Peninsular Malaysia』 University of Birmingham、1980、83[°]-ジ
- 30) (財) 地方自治協会、前掲書、148[°]-ジ。なお、地方自治制度の変遷過程については、同書49~52[°]-ジに詳細に記述されているので参考されたい。
- 31) 総務庁統計局編『日本の統計 1994』8[°]-ジの1991年人口124,043千人を(財)地方財務協会『平成4年版 地方財政統計年報』643[°]-ジの1991年の市区町村数3,264で除して算出した。
- 32) マレイシア JICA事務所『マレイシア環境・都市問題研究』1991、65・66・71[°]-ジ

ただし、最近では、エスティト内の集落の居住水準の低さに対して対策が講じられるようになりつつあるということである。

- 33) Department of Statistics 『Preliminary Count Report for Local Authority Areas 1991』 1992, 26~28^{ページ}
- 34) 前記住宅・地方自治省への聞き取り調査による。
- 35) Ministry of Housing and Local Government、前掲書、12^{ページ}
- 36) Public Service Department 『Briefing Notes, Malaysian Public Service Human Resource Management』 1990, 24^{ページ}
- 37) (財) 地方財務協会、前掲書、639^{ページ}の1990年の市区町村職員数1,182,177名を同書643^{ページ}の同年市区町村数3,268で除して算出した。
- 38) マレーシア側の資料の制約上、統一するためにいずれも職員数は1990年、人口は1991年の値を用いて算出した。
- 39) マレイシア JICA 事務所、前掲書、147~154^{ページ}
- 40) (財) 地方自治協会、前掲書、151~152^{ページ}
- 41) 前記住宅・地方自治省への聞き取り調査による。
- 42) Ministry of Housing and Local Government、前掲書、11~12^{ページ}
- 43) 補助金については、以下の文献・資料を参照した。
 - Nik Hashim bin Ibrahim 『Local Government System in Malaysia : Capacity for Urban Management and Development』 1992, 16~17^{ページ}
 - (財) 自治総合センター『アジア太平洋諸国地方行政の比較研究(エロパ地方行政センター編)』 1986, 148^{ページ}
 - (財) 地方自治協会、前掲書、155^{ページ}
 - 住宅・地方自治省提供資料
- 44) Ministry of Housing and Local Government、前掲書、12^{ページ}
- 45) Ministry of Finance 『Economic Report 1990/91』 1990、表4.12

第3章 プラウ・ペナン市の事例

- 46) Majlis Perbandaran Pulau Pinang 『Laporan Tahunan 1992』
- 47) 大槻重之『マレーシア百科・200項目』関西電力(株) 1992、31^{ページ}
- 48) Department of Statistics 『Social Statistics Bulletin 1991』 1993, 49^{ページ}
- 49) 資料の制約上、1992年の職員数を1991年の人口で除して算出した。
- 50) マレーシア日本人商工会議所、前掲書1、18^{ページ}の為替レートを用いた。
- 51) 表-8に示した1992年の歳入2,021 百万リンギットを同年の地方自治体数143で除して算出した。
- 52) 資料の制約上、いずれも1992年の歳入を1991年の人口で除して算出した。

第4章 ゴンバック町の事例

- 53) ゴンバック町での実地調査（1995年6月28日実施）による。以下、ゴンバック町の組織体制・業務等について同じ。
- 54) Department of Statistics、前掲書1、111^{ページ}
- 55) 第3節についてはMajlis Daerah Gombak『Belanjawan 1995』（ゴンバック町1995年予算書）及びそれ以前の予算書を基礎資料とした。

結び

- 56) 久世公堯『地方自治制度』学陽書房1989、2・3^{ページ}

〈参考文献〉

- Ministry of Finance 『Economic Report』 1990, 1991, 1992, 1993, 1994
- Ministry of Information 『Malaysia Official Year Book 1993』 1993
- Ministry of Housing and Local Government 『System of Local Government Organization in Malaysia』 1992
- Prime Minister's Department 『Dealing with the Malaysian Civil Service』 1993, 1994
- Department of Statistics 『Mukim Preliminary Count Report 1991』 1992
- Department of Statistics 『Preliminary Count Report for Local Authority Areas 1991』 1992
- Department of Statistics 『Social Statistics Bulletin 1991』 1993
- Department of Statistics 『Preliminary Count Report for Urban and Rural Areas 1991』 1992
- Department of Statistics 『State/District Data Bank 1991』 1993
- Public Service Department 『Briefing Notes, Malaysian Public Service Human Resource Management』 1990
- International Law Book Services 『Federal Constitution』 1994
- International Law Book Services 『Local Government Act, 1976 (Act 171)』 1992
- International Law Book Services 『Town and Country Planning Act, 1976 (Act 172)』 1993
- International Law Book Services 『Street, Drainage and Building Act, 1974 (Act 133)』 1993
- M. W. Norris 『Local Government in Peninsular Malaysia』 University of Birmingham, 1980
- Berita Publishing Sdn. Bhd. 『Information Malaysia 1994 Year Book』 1994
- Nik Hashim bin Ibrahim 『Local Government System in Malaysia : Capacity for Urban Management and Development』 1992
- Majlis Perbandaran Pulau Pinang 『Laporan Tahunan 1992』
- Majlis Daerah Gombak 『Belanjawan 1995』

- アジア経済研究所 『A S E A N諸国の政治体制』 1987
- アジア経済研究所 『インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制』 1986
- アジア経済研究所 『現代マレーシアの社会・経済変容』 1988
- アジア経済研究所 『アジア動向年報 1993』 1993
- (財) 地方自治協会 『アジア諸国地方制度(I)』 1992

- ・萩原宜之『マレーシア政治論』弘文堂1989
- ・在マレイシア日本大使館『マレイシアの概況とクアラルンプール案内』1994
- ・マレイシアJICA事務所『マレイシア環境・都市問題研究』1991
- ・（財）自治総合センター『アジア太平洋諸国地方行政の比較研究（エロパ地方行政センター編）』1986
- ・マレーシア日本人商工会議所『数字で見るマレーシア経済』1995
- ・マレーシア日本人商工会議所『マレーシアハンドブック'95』1995
- ・（社）東南アジア調査会編『東南アジア要覧 1992 年版』1992
- ・総務庁統計局編『日本の統計 1994』1994
- ・（財）地方財務協会『平成4年版 地方財政統計年報』1992
- ・大槻重之『マレーシア百科・200項目』関西電力（株）1992
- ・久世公堯『地方自治制度』学陽書房1989

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	济州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミニーン・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1994 年中間選挙 一地殻変動をもたらした米国政治の動向一	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン ーその過去・現在・未来ー	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/1/20
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 90 号	1994 年英國統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 87 号	現代フランス都市計画の手法(2)	1994/5/30
第 86 号	現代フランス都市計画の手法(1)	1994/5/30
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 83 号	統一ドイツと財政調整 一連邦制財政システムは生き残れるか一	1994/4/15
第 82 号	アイルランド 一国の仕組みと地方自治一	1994/3/25
第 81 号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/3/15